

付 議 第 4 号

「第二次高知県子ども読書活動推進計画」の策定に関する議案

「第二次高知県子ども読書活動推進計画」を別紙のとおり策定することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第38号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

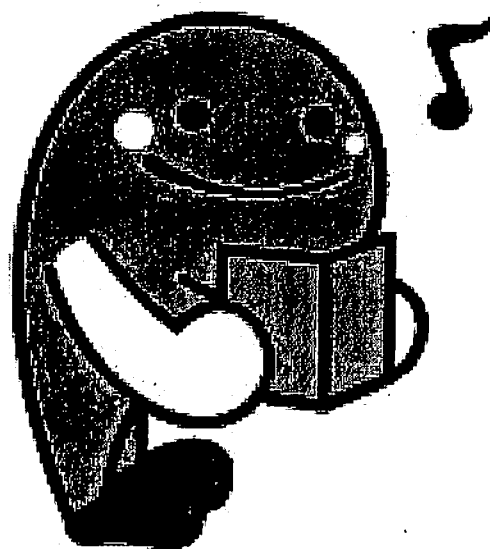
(38) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項を決定すること。

(別紙)

(案)

第二次高知県子ども読書活動推進計画

【平成24年度～平成28年度】



高知県教育委員会

基本的理念

子どもが誕生したとき、周りの人々はその子の幸せな人生を祈ります。子どもの存在は、みんなにとって喜びであり、希望です。

私たちは子どもが、幸せな子ども時代を経て、より深く、強く生きる人になることを願って、この計画を作ります。

子どもは好奇心に満ちています。周りの世界からすべてのことを吸収しながら、「ことば」を獲得し、自分の世界を持つ大人になるまで刻一刻と成長し、歩みを止めることはありません。そして、いつも今の自分より、大きくなりたいと手を伸ばしています。

子どもにとって幼い頃の愛情にあふれた読み聞かせはいつまでも心に残ります。自分をいとおしんでくれる人と共有した喜びと楽しさの経験、本を通しての絆がつくる安心感、満足感は生きていくうえでの基盤を作ります。あたたかな言葉で語りかけられ、愛されているという実感は、人への信頼と自分自身への肯定感を育て、内から自分を支えてくれるのです。

小学校高学年や中学生になっても読み聞かせの重要性は変わりなく、子どもの心の中にあたたかな言葉は響きます。

本を読むことの楽しさは、主人公そのものになって様々な経験を自分のものとすることにあります。生き生きとしたおもしろさに動かされた心は、さらに先に進もうという意欲、人生への希望を目覚めさせるでしょう。

空想の翼を伸びやかに広げられる時代には、子どもが好奇心のままに、たっぷりとそこに遊んで心押し広げ、豊かに時間を積み重ねてほしいと願います。

そして、大人への階段を上がりかけた時期には、自分とは何だろうと問いかけたり、人生の岐路に悩む時、本は一人の人に出会うと同じく、かけがえのない存在となってくれます。また、知的好奇心を支えたり、考える力や表現力を育むことも本の持つ大きな力です。必要な助言を与え、力となってくれるでしょう。

子ども時代に出会う本は、生涯にわたってその人を支え、育てる大きな力となります。本を読むことは、知識だけでなく、考える力や表現力、人との絆づくりにも役立ちます。

子どもにとって、心に残る一冊とどういう出会い方をするのが大切です。

私たち大人には、これからを生きる子どもに、これまでの人が培ってきた文化の最良のものを整え、伝える責任があると考えます。

そのために、家庭、地域、学校とともにこの計画を作り、子どもに贈ります。

はじめに

子どもにとって読書は、人生について深く考える機会を与えてくれるなど、人間形成のうえで大きな役割を担っています。読書により、広い世界を知り、豊かな心と感性を身に付けた子どもは、考える力や表現力、人との絆を育み、人生をより深く、強く生きることができると考えています。

本県では、こうした子どもの読書活動の重要性から、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、県内の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示した「高知県子ども読書活動推進計画」（以下、「第一次計画」という。）を平成18年11月に策定し、平成19年4月に5年間の計画として施行しました。

国では、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）における成果と課題の整理及び主要施策の数値目標化等の改訂が行われ、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次基本計画）が平成20年3月に閣議決定されました。

この間、本県においては「高知県教育振興基本計画」や「学ぶ力を育み心に寄りそう緊急プラン」を策定し、その中で、子どもの読書活動を重要施策として位置付け、今後の達成すべき目標を明確にし、取組を進めてきました。

一方で、第一次計画は、理念に重きが置かれ、具体的な施策や達成すべき目標値の設定が十分でなかったといった課題がありました。

このような理由から、この度、県教育委員会は第一次計画を改訂し、本県における今後5年間の子どもの読書活動の総合的な推進を図るために、「第二次高知県子ども読書活動推進計画」（以下、「第二次計画」という。）を策定しました。改訂にあたっては、高知県社会教育委員会において、基本的な考え方や、具体的な取組の方向性について議論していただき、ご意見を計画に反映しました。

この計画に基づき、子どもが本に親しみ、自主的に読書を行い、人生を通して豊かな読書習慣が身に付けられるよう、家庭、地域、学校が連携して取り組む必要があります。県民の皆様のごさらなるご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、第二次計画の策定にあたり、高知県社会教育委員会の委員の方々をはじめ、県民の皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに対し、深く感謝いたします。

平成23年10月

高知県教育長 中澤 卓史

第二次高知県子ども読書活動推進計画 目次

基本的理念

はじめに

第1章 第一次計画の成果と課題	1
Ⅰ. 家庭における子どもの読書活動の推進	1
Ⅱ. 地域における子どもの読書活動の推進	2
1. 公立図書館における読書活動の推進	2
(1) 県立図書館における読書活動の推進	2
(2) 市町村立図書館及び公民館図書室での活動推進への支援	2
(3) 特別な支援が必要な子どもへの支援	3
2. 民間団体等への支援・協働	3
Ⅲ. 学校等における子どもの読書活動の推進	4
1. 保育所・幼稚園等における読書活動の取組	4
(1) 読書活動の充実	4
(2) 読書環境の整備	4
2. 小学校・中学校における読書活動の取組	5
(1) 読書活動の充実	5
(2) 読書環境の整備	6
3. 高等学校における読書活動の取組	6
(1) 読書活動の充実	6
(2) 読書環境の整備	7
(3) 生徒の自主的な読書活動の促進	7
(4) 地域・家庭との交流	8
4. 特別な支援が必要な子どもの読書活動の取組	8
(1) 読書活動の充実	8
(2) 読書環境の整備	8
5. 共通理解を図るための支援	8
Ⅳ. 関係機関の連携・協力の推進	9
1. 図書館相互の連携・協力体制	9
2. 学校と公立図書館等との連携・協力	9
3. 公立図書館・学校図書館とNPO法人「高知こどもの図書館」等との連携	9
4. 公立図書館・学校図書館と「国際子ども図書館」等との連携	10
第2章 第二次計画の基本的な考え方	11
Ⅰ. 基本目標	11
Ⅱ. 基本方針	11
Ⅲ. 計画期間	12
Ⅳ. 第二次計画の体系図	12

第3章 第二次計画の具体的方策	13
Ⅰ. 子どもを自主的な読書活動へいざなうために	13
1. 家庭における子どもの読書活動の推進	13
(1) 子どもの読書習慣の定着を図るための活動の推進	13
(2) 乳幼児健診等における本と出会う場づくりの推進	13
2. 地域における子どもの読書活動の推進	14
(1) 県立図書館による読書活動の推進	14
(2) 市町村立図書館等による読書活動の推進	15
(3) 民間団体・読書ボランティア等による読書活動の推進	16
3. 学校等における子どもの読書活動の推進	16
(1) 保育所・幼稚園等における読書活動の推進	16
(2) 小学校・中学校における読書活動の推進	17
(3) 高等学校における読書活動の推進	19
(4) 特別な支援が必要な子どもの読書活動の推進	20
Ⅱ. 子どもの読書活動を支える環境を整備するために	22
1. 公立図書館等の機能の充実	22
(1) 公立図書館等の機能の充実	22
(2) 市町村立図書館等への司書及び支援員等の配置の充実	23
2. 学校図書館等の機能の充実	24
(1) 学校図書館等における図書及び読書環境の充実	24
ア. 保育所・幼稚園等における取組	24
イ. 小学校・中学校における取組	24
ウ. 高等学校における取組	25
エ. 特別支援学校における取組	25
(2) 学校図書館への司書教諭や支援員の配置の充実	27
ア. 小学校・中学校における取組	27
イ. 高等学校における取組	27
3. 子どもの読書活動推進のための人材育成	28
(1) 子どもの読書活動推進のための人材育成	28
Ⅲ. 子どもの読書活動を総合的に推進するために	30
1. 推進体制の確立	30
(1) 「高知県子ども読書活動推進協議会」の設置	30
(2) 市町村における子どもの読書活動の推進	30
(3) 子どもの読書活動を推進するための調査研究	31
2. 推進のための広報・啓発、情報の収集と提供	31
(1) 「子ども読書の日」等の啓発	31
(2) 優れた取組の奨励、普及、啓発	32
3. 評価	32
4. 財政上の措置	32
○参考資料	33

第1章 第一次計画の成果と課題

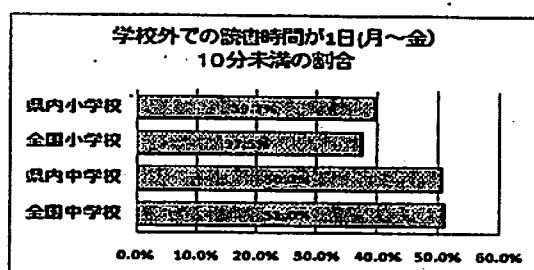
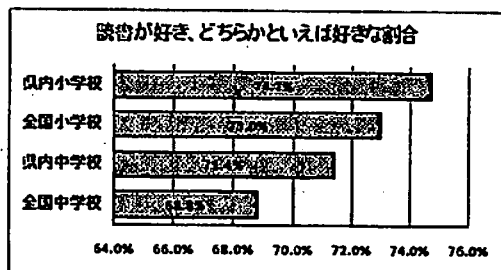
1. 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭における読書活動を推進するために、推薦図書リストの配付や読書に関するイベントの開催等により、読書の楽しさや大切さを啓発してきました。

- ア. 幼少期の子どもが本に親しむきっかけをつくるために、乳幼児から小学校低学年用の推薦図書リスト「絵本おはなし・宝箱」を7,000部作成・配付しました(H19、H20)。
- イ. 中学生が読書を楽しむきっかけが得られるよう、中学生用の推薦図書リスト「高知県の中学生が贈る133冊」(H21)「高知県の親が贈る133冊」(H22)を25,000部作成・配付しました。
- ウ. 「読書フェスティバル(フォーラム)」を高知市などで計4回開催し、乳幼児から大人まで、約7,300人が参加しました(H19～H22)。参加者の78%の方々子ども読書の大切さを感じていました。
- エ. 県と市町村が、「親子で本を楽しむ日」を読書環境の厳しい市町村等で開催し、延べ749人の参加者に家庭での親子読書の大切さを啓発しました(H22)。

<課題>

- ・推薦図書リストの配付や読書に関するイベントの開催等により家庭における読書活動を啓発してきましたが、まだまだ学校外での読書時間が少ないという課題があります。
- ・大人は子どもにとって重要な読書環境の1つと考えられます。本県の大人については、約半数が月に1冊も本を読まないこと等に表れているように、全国に比べて読書に対する意識の低さが課題です。
- ・家庭における読書の意義や重要性について引き続き広報するとともに、今後は啓発された意識が定着するような取組が必要です。



全国学力・学習状況調査 (H22 文部科学省)

* 1 公立図書館 : 県立図書館と市町村立図書館をあわせて公立図書館として表記
 * 2 公立図書館等 : 公立図書館に公民館図書室及び図書コーナーを含んだもの
 * 3 ヤングアダルト・コーナー : 中学生や高校生のいわゆるヤングアダルトといわれる世代を対象とした図書のコーナー

II. 地域における子どもの読書活動の推進

1. 公立図書館における読書活動の推進

公立図書館等*²では、子どもが多くの本と出会い、読書を楽しむきっかけが得られるよう、図書館資料の充実や、子どもの読書活動を推進する人材の育成に取り組みました。

また、県は公民館図書室や学校図書館の活用を促進するために、子どもの読書活動支援員を配置しました。

(1) 県立図書館における読書活動の推進

ア. ヤングアダルト・コーナー*³と子育て支援図書コーナーを子ども読書室内に設置し1,000冊以上の図書を整備して、利用の促進を図りました(H22)。

イ. ソロプチミストよさこい高知、高知県モラロジー協議会青年クラブ連絡会からの寄贈により、科学や小学校低学年向けの本を充実させました(H21)。

ウ. ブックトーク*⁴やストーリーテリング*⁵等の勉強会を定期的に行いました(H22:36回)。

エ. 学校の体験学習や見学を受け入れました(H19~H22:延べ1,526人)。

オ. 県立図書館のホームページ上に「こどもどくしょしつ」の名称で、子ども向けのページを開設しました(H22)。

<課題>

- ・県立図書館は、子どもが直接手に取ることのできる新鮮かつ幅広い蔵書や、市町村立図書館等*⁶における子どもの読書活動の支援者を支える蔵書を充実することが必要です。
- ・県立図書館は、子どもの読書活動に関する情報を広く発信していくため、ホームページを充実することが必要です。

(2) 市町村立図書館及び公民館図書室での活動推進への支援

ア. 子どもの読書環境の地域間格差をなくすために、公立図書館未設置の13町村と、読書環境の厳しい地域がある4市町に子どもの読書活動支援

*4 ブックトーク : 1つのテーマを決め、それに関連する本を選び、その内容を紹介すること

*5 ストーリーテリング : 昔話や物語を覚えて語って聞かせること

*6 市町村立図書館等 : 市町村が設置した図書館に公民館図書室及び図書コーナーを含んだもの

員*7を配置しました(H21~H23)。これにより、公民館図書室等の環境整備や物流システム*8の利用が進み、子どもに本を手渡す機会が増えました。

イ. 県立図書館は、子どもの読書活動普及のために講師依頼や支援要請に積極的に対応しました(H22: 延べ26回)。

<課題>

- ・公立図書館等の図書館資料の充実が求められています。
- ・公立図書館未設置町村には、図書館の設置や子どもに本を手渡す司書等の配置が望まれます。
- ・公立図書館未設置町村等、読書環境の厳しい地域には、子どもの読書活動支援員の配置を継続して行うことが必要です。

(3) 特別な支援が必要な子どもへの支援

ア. 県立図書館では、特別な支援を要する子どものニーズに応えるためにマルチメディア・デージー図書*9等の図書館資料を購入しました。

イ. 県立図書館では、外国語の絵本を1,927冊所蔵しています(H22)。

<課題>

- ・マルチメディア・デージー図書や外国語絵本の計画的な収集等を図り、誰もが利用できる図書館サービスを展開していく必要があります。

2. 民間団体等への支援・協働

学校や市町村立図書館等で読み聞かせなどを行う、読書ボランティアを養成しました。

ア. 子どもの読書活動を推進するために、読書ボランティア養成講座を高知こどもの図書館*10に委託し、4年間で272人が受講しました(H19~H22)。養成された読書ボランティアは、絵本の読み聞かせ等、子どもが本に親しむ機会を提供しています。

<課題>

- ・子どもの読書活動を地域で支える、読書ボランティアの養成を継続して行うとともに、その活動の場を提供することが必要です。

*7 子どもの読書活動支援員；子どもの読書活動の地域間格差をなくすために、公民館図書室の読書環境の整備や学校図書館との連携を行う職員

*8 物流システム：県立図書館から遠方にある利用者が、最寄りの市町村立図書館等で、県立図書館の図書資料を受け取り、返却できるようにするための物流体制

*9 マルチメディア・デージー図書：本文の文字や画像が音声と同期し、視覚と聴覚の両方から情報が入る電子図書

*10 高知こどもの図書館：平成11年に高知市に設置されたNPO法人による全国で初となる図書館

Ⅲ. 学校等における子どもの読書活動の推進

1. 保育所・幼稚園等における読書活動の取組

乳幼児期における子どもの豊かな心と感性を育むため、読書活動（読み聞かせ等）の実施や指導計画への位置付けなど、保育所・幼稚園・認定こども園（以下、これらの3つをあわせて「園」という。）における読書活動の推進に取り組んできました。

(1) 読書活動の充実

ア. 読み聞かせ等の読書活動に、すべての園が取り組みました。

イ. 読書活動について、98.3%の園が指導計画に位置付けました。

ウ. 絵本等の大切さや楽しさに気付くよう、98.3%の園が保護者への啓発を行いました。

エ. 園内研修等を捉え、74.2%の園が読書活動に関する研修に取り組みました。

<課題>

- ・園内研修等において読書活動に関する研修を充実させるとともに、今後さらに乳幼児の豊かな心と感性を育むために、保育者^{*11}に対して、読書活動の大切さを啓発していく必要があります。

(2) 読書環境の整備

ア. 保護者や図書館職員、読書ボランティア等との連携・協力を、64.3%の園が取り組みました。

イ. 読書コーナーや図書室を設置するなどの環境整備に、94.6%の園が取り組みました。

<課題>

- ・乳幼児が絵本等に親しむことができるように、園がより一層、保護者等との連携を図るよう保育者に啓発していく必要があります。
- ・乳幼児の絵本等との出会いが充実したものになるよう、落ち着いてじっくり見ることができる環境構成^{*12}などについて、保育者に情報提供をしていく必要があります。

※1. (1)、(2)の調査はH22年10月県教育委員会が実施した「読書活動に関する調査」による。

*11 保育者：保育士及び幼稚園教諭

*12 環境構成：子どもの身のまわりにあるさまざまな環境（場所や空間、ものや人、自然、身のまわりに起こる事象など）を捉え、保育者がねらいを持ち、幼児の主体的な活動を保証するために必要な環境を構成すること

2. 小学校・中学校における読書活動の取組

読書好きな児童生徒が多い本県では、読書活動をさらに推進するために、推薦図書リストを児童生徒に配付するとともに、教職員研修会等を通して、読書の重要性や多様性を啓発してきました。

また、学校図書館には、豊かな心と感性を育む読書センターとしての機能と自主的・主体的な学びを支援する学習・情報センターとしての機能があります。この二つの機能を活性化することにより、小・中学校における読書活動の推進に取り組んできました。

(1) 読書活動の充実

ア. 学校図書館活動を活性化するための指針となる「学校図書館活動ガイドブック」を、すべての公立小・中学校に配付しました (H22)。

イ. 小・中学生に、読んでもらいたい本を様々な分野に分けて紹介している推薦図書リスト「きっとある キミの心に ひびく本」(小学生版・中学生版)を、すべての公立小学校・中学校の児童生徒に配付しました (H22)。

ウ. 読書の習慣を身に付けるために、小・中学校では朝の読書などの全校一斉読書活動を実施しています (H20 小学校 98.8%・中学校 96.6% : 全国平均小学校 97.9%・中学校 88.3%)。

エ. 主に中学生が本を読むきっかけづくりのために「読書楽力検定」を実施し、3年間で延べ6,633人が受検しました (H20~H22)。個人的な参加だけでなく、国語や総合的な学習の時間を活用した取組も見られています。

オ. 小・中学生を対象とした「子ども司書養成講座」を実施し、2年間で75人の「子ども司書」を養成しました (H21~H22)。これにより、学校図書館の環境整備や読書活動が推進され、学校図書館に通う子どもや本の貸出数が増加しました。

<課題>

- ・読書を楽しみ、読む力や情報活用能力を高めるためには、読書活動を各学校の教育計画へ位置付けたり、すべての教員が授業の中で学校図書館を活用したりする等、学校全体で組織的に取り組むことが必要です。
- ・小学校高学年や中学校においては、読書の質を高めるとともに、学力向上を図るうえでも、考える力や表現力を身に付ける必要があります。
- ・学校外での読書の時間が少ないことから、学校外における自発的な読書活動の促進に取り組む必要があります。
- ・県は「読書楽力検定」の受検促進と学校における活用促進に取り組むことが必要です。
- ・県は「子ども司書養成講座」の実績を生かして、さらに裾野を広げた取組を行う必要があります。

(2) 読書環境の整備

- ア. 12 学級以上のすべての学校に、司書教諭を配置しています。また、学校図書館活動推進校（以下、「推進校」という。）を設置し、学校図書館に関わる授業を支援する学校図書館教育推進教諭*13（以下、「推進教諭」という。）を配置しています（H21：20 人、H22：20 人）。
- イ. 学校図書館の業務を中心に行う学校図書館支援員*14 を公立小・中学校に配置しています（H21：16 人、H22：67 人）。
- ウ. 学校図書館の整備・充実を図るため、学校図書館図書整備費補助金を交付しました（H21：1/2 補助・希望のあった県内 22 市町村を対象、H22：全額補助・県内全市町村を対象）。
- エ. 高知新聞社が実施した「母校に本を贈る運動」により、県内全小中学校に図書が寄贈されました（H22）。

<課題>

- ・学校図書館が学習・情報センターとしての機能を十分に果たすために、学校図書館図書標準*15 の達成率を高めるとともに、コンピュータの設置やデータベース化を進めることが急務となっています。

	学校図書館図書標準達成率(%)		図書館情報のデータベース化の状況(%)	
	小学校	中学校	小学校	中学校
高知県	49.8	33.9	22.7	19.1
全国	50.6	42.7	51.2	50.7

学校図書館の現状に関する調査（H22 文部科学省）

3. 高等学校における読書活動の取組

高等学校における読書活動を推進するために、全校一斉読書や広報活動の推進に取り組みました。また、県立高等学校における図書の充実に努めました。

(1) 読書活動の充実

- ア. 読書の習慣を身に付けるために、公立高等学校では朝の読書などの全校一斉読書活動を実施しています（H22：69.4% 全国平均：41.1%）。

- *13 学校図書館教育推進教諭：配置校の学校図書館教育活動の推進を図るとともに、地域の拠点校として、研究成果の普及と読書活動の啓発を図ることを目的として、平成 22 年度から、学校図書館教育を積極的に推進していこうとする学校に加配された教員
- *14 学校図書館支援員：小学校・中学校における専ら学校図書館の開館や図書の貸出、環境整備等を業務の中心とする職員（教員、ボランティアを除く）
- *15 学校図書館図書標準：公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、文部科学省が定めた学校規模に応じた標準図書冊数

イ. 高等学校では、生徒や保護者を対象に、図書館だよりの発行等の広報活動を推進してきました（H22：公立高等学校 97.2% 全国平均：94.6%）。

<課題>

- ・朝の読書等の全校一斉読書活動の実施率が高いものの、学校図書館や地域の図書館等の利用率が低いため、その活用の推進と自発的な読書活動の促進に取り組む必要があります。

学校の図書館や地域の図書館等を週に何日利用しますか。(%)					
	4日以上	3日	2日	1日	利用しない
高1(高知県)	2.7	1.9	3	9.1	82.5

県教育委員会調査 (H22)

(2) 読書環境の整備

ア. 12学級以上のすべての学校に、司書教諭を配置しています。

イ. 通常予算に加え、平成22年には、国民読書年にあわせ、すべての県立高等学校で蔵書の充実に努めました。

<課題>

- ・情報機器や統一した図書館管理システムの整備が進んでおらず、学校図書館のデータベース化や電子管理を活用しての貸出・返却の実施率が全国平均を下回っているため、条件整備を進める必要があります。

	蔵書のデータベース化の実施 (%)		電子管理を活用して貸出・返却 (%)	
	高知県	全国	高知県	全国
公立高等学校	50.0	84.3	8.3	82.1

学校図書館の現状に関する調査 (H22 文部科学省)

(3) 生徒の自主的な読書活動の促進

ア. 高等学校では生徒による「図書委員会」を設置し、生徒同士がお互いの読書活動を高め合う取組を実施しています。

<課題>

- ・高等学校における「図書委員会」の活性化を一層促進し、その機能を高める必要があります。

(4) 地域・家庭との交流

ア. 公立高等学校の35校中5校が、学校図書館の一般開放を実施しています。また、8校が公立図書館との連携に取り組んでいます(H23)。

<課題>

- ・公立高等学校においては、校内での教職員配置等の関係で、一般開放の時間に制約があるため、貸出対象者に限りがあります。また、公立図書館との連携を一層促進することが望まれます。

4. 特別な支援が必要な子どもの読書活動の取組

特別な支援を必要とする子どもが本と出会い、読書の楽しさを通して自主的な読書活動ができるように、それぞれの学校で取組を進めてきました。

(1) 読書活動の充実

ア. 特別支援学校では、教職員やボランティア等による読み聞かせ等、障害の状態や発達段階に応じた読書活動を行ってきました。

(2) 読書環境の整備

ア. 特別支援学校では、学校図書館における書棚の高さの調整、快適に利用するための場所や空間の確保、掲示物の精選や配置の工夫を行いました。その結果、閲覧したい本をスムーズに探すことができる等、自主的な読書活動を促進することができました。

<課題>

- ・読書活動の取組を充実させていくためには、昼休みや放課後等の時間に、子どもが読書活動に興味や関心をもち、本に親しむことができる機会をつくる必要があります。

5. 共通理解を図るための支援

学校図書館の役割について共通理解を図り、学校全体で活用していくために、教職員等に対する研修を実施しました。

ア. 県教育センターにおける初任者研修・10年経験者研修(H20～)・新任教員研修・臨時的任用教員研修(H22～)において、学校全体で読書活動を推進

- し、授業における学校図書館の活用を図るための講話を実施しました。
- イ. 推進校の先進的な取組を小中学校課のメールマガジン等において広報しました (H22～)。
- ウ. 推進校の推進教諭を対象とした連絡協議会に併せて、推進教諭以外の管理職や学校図書館担当者等^{*16}にも対象を広げたオープン講座を2回実施しました。第1回目は100人、第2回目は70人の参加がありました (H22)。

<課題>

- ・今後も、継続して教職員の力量を高めるための研修を系統的に実施するとともに、学校図書館を活用した組織的な取組や授業の実践例を収集・普及し、県内全体で取組を進めていくことが必要です。

IV. 関係機関の連携・協力の推進

1. 図書館相互の連携・協力体制

- ア. 県立図書館は、図書館相互に図書館資料の貸し借りが活発化するよう物流システムを整備しました (H21: 40,757冊 H22: 68,894冊)。
- イ. 高知県図書館協会^{*17}では、会員相互の情報交換を促すためインターネット上に電子掲示板を整備しました (H22)。

<課題>

- ・県立図書館は、図書館間の情報交換を活発にし、市町村立図書館等をさらに活性化していく必要があります。

2. 学校と公立図書館等との連携・協力

- ア. 学校図書館支援員や子どもの読書活動支援員の配置により、学校と市町村立図書館等との連携・協力が進みました。

3. 公立図書館・学校図書館とNPO法人「高知こどもの図書館」等との連携

- ア. 高知こどもの図書館と高知県立図書館、高知市民図書館が協力してブックリスト「夏休みに読みたい本」を作成し、県内の小学校に配付しました (H22: 22,500枚配付)。

4. 公立図書館・学校図書館と「国際子ども図書館」等との連携

ア. 「国際子ども図書館」*18 の機能や活用について、県立図書館のホームページで紹介しました。

-
- *16 学校図書館担当者 : 小学校・中学校における学校図書館の運営を中心に担当する教職員
- *17 高知県図書館協会 : 県内の公立図書館、公民館図書室、大学図書館、学校図書館、その他読書団体等の他、これらに関する機関や個人で組織され、図書館活動の普及・振興、研修、調査研究を行う団体
- *18 「国際子ども図書館」 : 平成12年1月に設立された日本初の国立の児童書専門図書館
(正式名称：国立国会図書館国際子ども図書館)

第2章 第二次計画の基本的な考え方

I. 基本目標

高知県で育つすべての子どもに読書の習慣を定着させ、読書の質を高めることで、豊かな心と感性を醸成し、考える力や表現力を身に付けるとともに、人との絆を育んでいきます。

そのために、次のことを目標として取り組みます。

○子どもの発達段階に応じた自主的な読書活動へのいざない

○あらゆる機会とあらゆる場所において読書ができる環境づくり

II. 基本方針

上記の基本目標を受け、目標に向けた取組の基本方針を定めます。

I. 子どもを自主的な読書活動へいざなうために

子どもの自主的な読書活動を推進するために、家庭、地域、学校が担うべき役割を明確にし、市町村、民間団体等との連携を図りながら、読書に親しむ機会を提供します。

【推進の方策】

1. 家庭における子どもの読書活動の推進
2. 地域における子どもの読書活動の推進
3. 学校等における子どもの読書活動の推進

II. 子どもの読書活動を支える環境を整備するために

県立図書館による市町村立図書館等への支援や学校図書館の図書の実充等を推進するとともに、子どもが親しみやすい図書室の整備やそれを支える人材の確保に努めます。

【推進の方策】

1. 公立図書館等の機能の実充
2. 学校図書館等の機能の実充
3. 子どもの読書活動推進のための人材育成

III. 子どもの読書活動を総合的に推進するために

官学民で構成する「高知県子ども読書活動推進協議会」を設置し、計画の総合的な推進と進捗状況の適切な把握をPDCAサイクルに基づき行います。

また、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発をし、社会的機運の醸成を図ります。

【推進の方策】

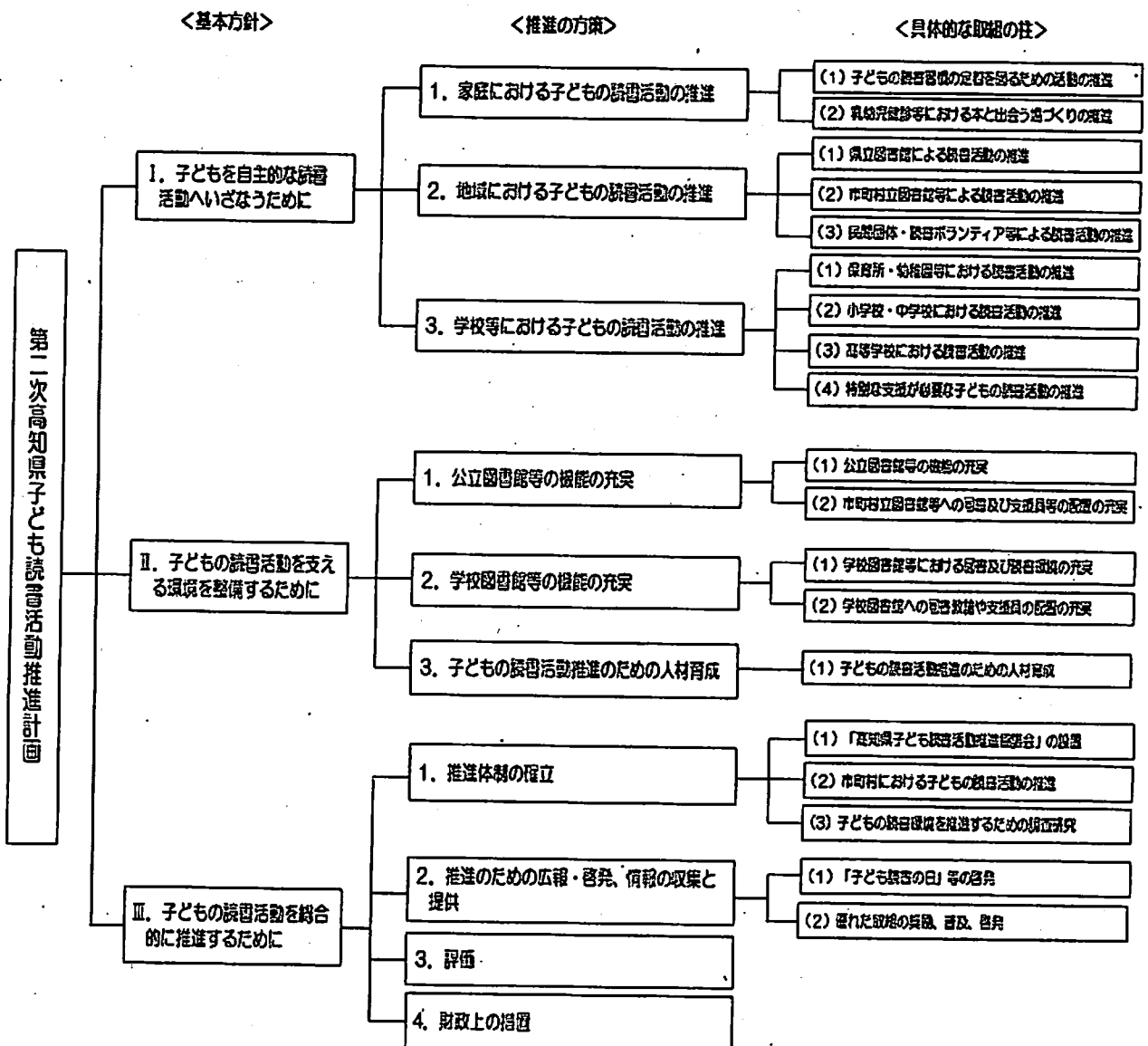
1. 推進体制の確立
2. 推進のための広報・啓発、情報の収集と提供
3. 評価
4. 財政上の措置

Ⅲ. 計画期間

計画期間は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間とします。

なお、毎年度ごとに、推進計画の進捗状況、成果、課題等の検討を行い、必要に応じて施策等の追加や修正を行います。

Ⅳ. 第二次計画の体系図



第3章 第二次計画の具体的方策

1. 子どもを自主的な読書活動へいざなうために

1. 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもが最初に人間関係を結ぶ場で子どもの生活の中心です。子どもの時代に本を通して、心満たされる幸せな時間を過ごすことは生きる力につながります。そこで、家庭における読書を推進するための日常的な取組として、「早ね早おき朝ごはん」運動に読書活動を位置付けて推進します。

また、乳幼児期から、家族ぐるみで本に親しみ、その後の自主的な読書活動や図書館利用につなげていくために、ブックスタート^{*19}事業等を支援していきます。

(1) 子どもの読書習慣の定着を図るための活動の推進

家庭における子どもの読書活動を促すために、園・学校やPTAと連携し、子どもの発達段階に応じた読書が日常の生活に定着するよう取り組みます。

【具体的な取組】

① 「早ね早おき朝ごはん」運動における読書活動の推進

園・学校や高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会と連携し、子どもの生活リズムの向上に向けて取り組んでいる「早ね早おき朝ごはん」運動に読書活動を位置付けて推進します。

(2) 乳幼児健診等における本と出会う場づくりの推進

乳幼児が信頼できる身近な大人に読み聞かせなどをしてもらい、絵本の楽しさを味わうために、市町村における乳幼児健診等の機会を通して、本と出会う場づくりを支援します。

【具体的な取組】

① 本と出会う場づくりの普及・促進

子どもが身近な大人を通して本と出会うために、ブックスタート事業等の本と出会う場づくりの普及・促進に努めます。また、推薦図書リストである「絵本おはなし・宝箱」と啓発用チラシを作成し、乳幼児健診時に配付します。その際、市町村立図書館等や子育て支援関係の部局と連携・協力し、読書ボランティア等による読み聞かせや講話等の実施を支援します。

*19 ブックスタート：乳幼児健診等の機会に、赤ちゃんと保護者に対し親子で一緒に絵本を楽しむ事の大切さを伝えながら、絵本を手渡す運動

＜年度別実施計画＞

指 標	現状 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	具体的 な取組
ブックスタート事業等の実施 率 (%)	64.7	70	80	90	95	100	①

2. 地域における子どもの読書活動の推進

公立図書館、公民館等の子どもが身近な場所において本に親しむ機会を充実させることは、子どもが本にふれ読書の楽しさを味わうためにとっても大切なことです。そこで、すべての子どもが本に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう県立図書館と市町村立図書館等は、それぞれの役割を踏まえたうえで連携・協力します。さらに、地域の民間団体や読書ボランティア等との連携による子どもの読書活動の推進に取り組みます。

(1) 県立図書館による読書活動の推進

県立図書館は、すべての子どもが図書館を利用できるよう、様々なサービスを提供します。また、子どもが読書や図書館に興味を持つ機会を設けます。

【具体的な取組】

① 児童図書 の 直接貸出冊数の増加

県立図書館は、児童図書*²⁰の直接貸出冊数が増加するよう取り組みます。

② レファレンス・サービスの充実

県立図書館で所蔵する児童サービス専門書や児童文学研究書を使用して、児童図書や子どもと読書に関するレファレンス・サービス*²¹に積極的に応じます。

③ 誰もが利用できる図書館の整備

障害のある子どもや地域に在住する外国人の子ども等、これまで図書館を利用しにくかった子どもに対して、それぞれに応じたサービスを充実します。

④ 子どもの読書活動啓発イベントの実施

「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)や夏休み等には、子どもに読書の楽しさを味わってもらい、図書館に親しんでもらうためのイベントを開催します。

*20 児童図書 : 幼児向きの絵本や童話、児童文学等、少年少女向き書物の総称

*21 レファレンス・サービス : 利用者の求めに応じて、図書館職員等が調査・研究に必要な本の紹介や図書館資料の検索・提供等を行うこと

⑤県立図書館のホームページ「こどもどくしょしつ」の充実

県立図書館のホームページ「こどもどくしょしつ」上で、子どもに対して図書館活用についての解説を行うとともに、県立図書館が新たに所蔵した児童図書の情報や随時発信していきます。また、おはなし会のイベント情報等、図書館サービスと連動した情報提供を行います。

⑥職場体験学習の受け入れ

職場体験学習やボランティアを積極的に受け入れ、自主的に学ぶ子どもを支援します。

<年度別実施計画>

指 標	現状 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	具体的 な取組
児童図書の直接貸出冊数(冊)	28,013 (県)					280,000 (県・高知市)	①
児童レファレンス件数(件)	2,019					4,000	②

(2) 市町村立図書館等による読書活動の推進

市町村立図書館等は、子どもが気軽に本と出会い読書の楽しさを味わう地域に密着した施設です。そのため、県立図書館は、市町村立図書館等が地域の中核的施設として読書活動を推進できるよう支援していきます。

【具体的な取組】

①情報収集と提供

県立図書館は、子どもに対するサービスの取組等、様々な情報を収集するとともに、市町村立図書館等へ提供し適切な助言を行います。

②レファレンス・サービスへの協力支援

県立図書館は、市町村立図書館等の図書館資料では十分な調査・回答が困難なレファレンス・サービスへの協力や助言を行います。

③ブックリストの作成

県立図書館は、子どもが良い本と出会えるよう発達段階に応じたブックリストを作成し、市町村立図書館等に配付します。

④おはなし会の定期的な実施の推進

県立図書館は、市町村立図書館等がおはなし会を定期的実施し、絵本の読み聞かせ等を通して、本に親しむ環境づくりができるように働きかけます。

⑤子どもの読書活動啓発イベントの実施の推進

県立図書館は、「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)等には、子どもが読書の楽しさを味わい、図書館に親しんでもらうためのイベントを開

催するよう、市町村立図書館等に働きかけます。

(3) 民間団体・読書ボランティア等による読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、民間団体・読書ボランティア等との連携が不可欠であるため、県内の民間団体等への支援及び相互協力を推進します。

【具体的な取組】

①民間団体等に対する長期一括貸出*22

県立図書館は、民間団体・読書ボランティア、家庭文庫*23、地域文庫*24等に対して、その要請に応じて図書館資料のまとめ貸しを行います。

②民間団体等と連携した行事の開催

県立図書館は、民間団体・読書ボランティア等と連携して、各種行事を開催します。

③学校支援地域本部事業等の推進

地域全体で学校を支援していく仕組みづくりを推進し、学校における読書ボランティア活動を推進します。

3. 学校等における子どもの読書活動の推進

子どもが、読書のすばらしさを体験し、生涯にわたって本に親しんでいく習慣を身に付けるため、園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（以下、「学校等」という。）において、発達段階に応じた継続的な指導と支援を推進します。また、考える力や表現力、情報を収集し活用する力などを身に付けるため、読書活動を学校経営計画や教育計画に位置付け、学校図書館の活用に組織的、計画的に取り組むよう促します。

(1) 保育所・幼稚園等における読書活動の推進

幼稚園教育要領や保育所保育指針には、「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう」という指導内容が示されています。

乳幼児期における子どもの豊かな心と感性を育むためには、絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わうことができるよう、読書活動の取組を創意工夫することが大切です。

*22 長期一括貸出：市町村立図書館等に対して貸出期間、貸出冊数を個別に協議の上決定する貸出サービス

*23 家庭文庫：個人が家庭の一部を開放して設置した読書施設

*24 地域文庫：図書を備え付けて近隣の入たちに貸し出す活動及び組織

園において、一人ひとりの子どもが絵本等に親しむ機会を充実するため、計画的な読書活動の取組が行われるよう、啓発をしていきます。

また、保育者に園内研修等への支援を通して、保護者による絵本の読み聞かせの大切さを啓発するよう努めていきます。

【具体的な取組】

①園内研修等の充実

保育者に対し、指導計画等に位置付けた指導ができるよう読書活動の意義や重要性、親子読書への取組等について、また、保護者や公立図書館等の職員、読書ボランティア等の連携について、園内研修等の機会を捉え啓発をしていきます。

②読書活動の調査の実施

園における読書活動についての調査を実施し、その結果をふまえ、読書活動のさらなる充実のための啓発に努めていきます。

<年度別実施計画>

指 標		現状 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	具体的 な取組
保護者・図書館・ボランティア等の連携の実施率 (%)	幼保	64.3					100	①

(2) 小学校・中学校における読書活動の推進

小学校では、家庭や園で育んだ読書をする心の芽生えを、教育課程全体で計画的に伸ばし、主体的に読書ができる子どもに育成していくことが大切です。また、中学校では、多感なこの時期に自分自身を見つめ、生き方を考え、豊かな心を育むとともに、学習への動機付けや学習内容を定着させたり発展させたりするうえで読書活動は重要であり、大きな役割を果たすものです。

平成20年の学習指導要領の改訂では、言語活動の充実が示され、学校図書館や図書館資料のより一層の活用が重視されており、学校全体としての組織的な取組や計画的な授業での活用、学校外での自発的な読書が求められています。

こうしたことから、市町村教育委員会と連携して、学校の教育活動全体を通して児童生徒が読書に親しみ、読書習慣を身に付けることができるよう、各小・中学校の学校経営計画や教育計画に読書活動を位置付けて取り組むとともに、推進校における実践研究を進め、その研究成果を広く普及します。

さらに、教職員だけでなく読書ボランティア等、地域の人々のつながりを生かしながら、児童生徒の家庭における読書を推進します。

【具体的な取組】

①学校図書館の組織的、計画的な活用の推進

市町村教育委員会と連携して、各小・中学校の学校経営計画や教育計画に読書活動を位置付け、各教科、総合的な学習の時間等、教育活動全体において学校図書館の組織的、計画的な活用を図ることにより読書習慣の形成を促進し、調べ学習等の探究的な学習等により考える力や表現力を育成します。

②推進校における研究の推進と成果の普及

学校図書館の授業での活用方法、読書活動の促進方策や学校図書館担当者の在り方を中心に各推進校における実践研究を推進します。また、推進校における研究成果を冊子にまとめたりデータ化したりすることにより、学校へ普及啓発を行うとともに、教職員研修等において指導力向上を図り、本県の学校図書館活動の活性化に取り組みます。

③家庭における読書推進の呼びかけ

児童生徒の家庭における読書を推進するために、司書教諭等が、学級担任や読書ボランティア、公立図書館職員等と連携して、児童生徒一人ひとりに適した本を紹介し、保護者への呼びかけに取り組みます。

④多様な読書及び各教科等の発展的な学習の推進

各教科、総合的な時間等を通して、文学的な読み物に留まらず、新聞や科学雑誌等を含め、多様な種類の読み物に親しめるようにするために、推薦図書リストである「きっとある キミの心に ひびく本」を新入学児童生徒へ配付します。

また、学校図書館担当者を対象としたスキルアップ講座等の実施を通して、「高知県学校図書館活動ガイドブック」「きっとある キミの心に ひびく本」及び「学校図書館活動実践事例集」の活用を促します。

さらに、各教科等の学習と読書が密接に関連づけられるように、例えば視写活動を通して利用した図書をもとに発展的な学習に広がる取組を促進します。

⑤読書ボランティアの参加と活性化

学校図書館活動の活性化を図るために、市町村教育委員会を通して、所管する各学校に働きかけ、読書ボランティアを募り、保護者や地域の人材の活用を通して、読み聞かせやブックトーク等の読書活動を促進します。

⑥読書楽力検定の利用と活用の推進

多様な読書の実現に向けて、様々なジャンルの本に触れるきっかけをつくるために、「きっとある キミの心に ひびく本」と関連付けた読書楽力検定を実施します。その際、学校図書館や公立図書館等の活用を促進します。

⑦情報発信の推進

図書館便りの発行など、読書活動に関する情報発信を促進します。

<年度別実施計画>

指 標		現状 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	具体的 な取組
読書が好き・どちらかといえば好きな割合 (%) 〔全国学力・学習状況調査〕	小	74.7	75	78	80	85	90	①～⑦
	中	71.7	75	78	80	85	90	
全校一斉読書率 (%) 〔全国学力・学習状況調査〕	小	98.6	99	100				①
	中	96.6	97	98	99	100		
家や図書館で普段(月～金)の読書時間が10分以上の割合 (%) 〔全国学力・学習状況調査から算出〕	小	60.3					70	①～⑦
	中	49.3					70	
昼休、放課後、休日に学校図書館や地域図書館を利用する割合 (%) 〔全国学力・学習状況調査〕	小	68.2					80	①～④
	中	40.3					50	
学校図書館を活用した授業の計画的実施率 (%)〔全国学力・学習状況調査〕	小	54.9		60		65	70	①、②
	中	7.0	20	35	50	60	70	④
読書ボランティア活用率 (%) 〔学校図書館の現状に関する調査〕	小	20.7	25		30		35	⑤
	中	12.2	15		20		25	
読書楽力検定受検者数 (人)		2,772	4,000					⑥

(3) 高等学校における読書活動の推進

高等学校では、生徒の豊かな人間性や社会性を育て、社会の担い手としての資質を身に付けられるように、読書活動を通して、生徒の個性を伸ばし、主体的に社会の中で生きていく力を育てます。

そのために、小・中学校における教育の成果を受け継ぎ、読書活動の充実に向けた取組や環境整備を一層進め、生徒の自主的な読書活動の促進を図るとともに、生涯にわたって読書に親しむ習慣を育てます。

また、多感な時期の悩みに応えたり、興味関心のある本と出会えたりするよう生徒への情報提供を進めるとともに、専門性や幅広い視野を身に付けるために、キャリア教育に位置付けた読書活動を推進します。

【具体的な取組】

①学校図書館の組織的、計画的な活用の推進

各校の学校経営計画や教育計画に「読書活動の推進」に関する項目を取り入れるとともに、読書活動推進のための組織の活動をより活性化さ

せ、読書活動の重要性について学校全体での共有化が推進されるよう取り組みます。

また、各教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間、キャリア教育等で学校図書館を積極的、計画的に利用活用し、各担当者間の連携を一層進めながら、学校の教育活動全体を通して多様な指導の展開が図られるよう必要な支援を行います。

②生徒の自主的な読書活動の推進

朝の読書活動等の一斉読書活動を一層推進するとともに、調べ学習等を通して、生徒の主体的、自律的な学習や読書活動につながるよう取組を推進します。

また、図書委員会活動やボランティア活動等の生徒の自主的な取組がより一層創意工夫したものとなるよう支援します。

③情報発信の推進

図書館便りを発行したり、学校図書館協議会等の外部団体の協力を得たりするなど、読書活動に関する情報発信の充実に継続して取り組みます。

また、多感な時期の悩みや興味関心、専門的知識等、生徒の多様な要望に応えられるよう、学校図書館担当職員^{*25}による情報提供を促進します。

<年度別実施計画>

指 標	現状 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	具体的 な取組
生徒の週1回以上の図書館利用率(%) (学習状況アンケート・県教育委員会)	17.5					50	①、②

(4) 特別な支援が必要な子どもの読書活動の推進

特別な支援を必要とする子どもが、本と出会い、読書活動の楽しさを通して自主的な読書活動ができるように、それぞれの学校等で取組を進めます。

また、読み聞かせやペープサート^{*26}等の活動を通して、友だちや教職員など様々な人とのかかわりを楽しむことによって、人間関係をさらに育むことができるように、取り組みます。

*25 学校図書館担当職員:文部科学省の「学校図書館の現状に関する調査」で用いられている用語で、専ら学校図書館に関する業務を担当する職員(教員、ボランティアを除く。勤務形態によって、常勤職員、非常勤職員がいる。)

*26 ペープサート :紙に描いた絵に棒を付けた人形を使い、それを動かしたり反転したりしながら行う簡易の人形劇

さらに、読書活動を充実させるために、障害の特性を理解し、一人ひとりに合った適切な支援の方法を工夫し、特別支援学校における読書週間の設定を促進します。

【具体的な取組】

①読書活動の充実について

特別な支援を必要とする子どもが本に親しむことのできる図書整備、教職員やボランティア等による読み聞かせ、パネルシアター*27、ペープサート、エプロンシアター*28、読書発表等の活動を工夫し、一人ひとりの実態に応じた読書活動や読書指導を一層推進します。

また、すべての特別支援学校で読書週間を設定し、より読書への関心を高めるように働きかけます。

②読書活動の推進について

学校図書・視聴覚便りを定期的に発行し、興味・関心を高め、読書活動への意欲を喚起します。

＜年度別実施計画＞

指 標	現状 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	具体的 な取組
特別支援学校で読書週間を設定している割合 (%) 〔学校図書館の現状に関する調査〕	12.5	→	50	→	75	100	①
学期に1回は、図書・視聴覚便りを発行している割合 (%) 〔学校図書館の現状における調査〕	25.0	→	50	→	75	100	②

*27 パネルシアター : 布のパネルに、布でできた登場人物や小道具をはったり、はがしたりしながら、お話や歌に合わせて進める表現法

*28 エプロンシアター: 人形劇のようなもので、エプロンをした人がポケットから仕掛けのある登場人物の人形を取り出し、付けたり、はずしたりしながら、エプロンを背景にお話を進める表現法

II. 子どもの読書活動を支える環境を整備するために

1. 公立図書館等の機能の充実

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが身近に読書できる環境を整備することが大切です。公立図書館等は、地域における子どもの読書活動を推進する中心的な役割を担うことから、その環境を整備し機能の充実を図ります。

(1) 公立図書館等の機能の充実

県立図書館は、市町村立図書館等の環境整備及び機能の充実について、市町村立図書館等と共に検討します。さらに、新鮮かつ幅広い図書館資料を収集し、市町村立図書館等へ提供することを通して、だれもが利用できる公立図書館等を目指します。

【具体的な取組】

①市町村立図書館等への支援の充実

県立図書館は、市町村立図書館等のサービス向上のために、各種の相談や支援要請に対して現場支援を含めた適切な助言を行います。

②図書館未設置町村への助言

県立図書館は、図書館未設置町村に対し、図書館設置について適切な助言や支援を行います。

③新刊児童図書 of 全点購入

県立図書館は、市町村立図書館等が選書の参考としたり、一定期間経過後は協力貸出に供せるように、新刊児童図書の全点購入を行います。

④図書館資料の充実

県立図書館は、市町村立図書館等の図書館資料では十分な調査・回答が困難なレファレンスに対して助言や協力を行うため、児童文学研究書や児童サービス専門書等の収集に努めます。また、中・高校生を対象としたヤング・アダルトコーナーの充実を図るとともに、外国語で書かれた児童書・絵本及び外国語に翻訳された日本の絵本等の整備やマルチメディア・デージー図書等の収集に努めます。

⑤団体貸出、長期一括貸出の活発化

県立図書館は、市町村立図書館等から地域の学校等へ団体貸出できるよう、児童図書をまとめて貸し出す長期一括貸出等を行います。また、読み聞かせやブックトーク等を保育者や教職員が行えるよう助言を行います。

⑥物流システムの配送回数の増加

県立図書館から市町村立図書館等や県立学校へ資料を配送する物流システムの配送回数を増やします。

⑦図書館におけるコンピュータ化の推進

県立図書館は、情報化の急速な進展に対応するため、市町村立図書館等のコンピュータ化を促します。また、来館者用コンピュータの設置及びインターネットへの接続を促します。

⑧インターネットを活用した情報発信

県立図書館は、市町村立図書館等が子どもの読書活動に資するコンテンツを作成し、図書館のホームページに掲載する等、インターネットを活用した情報発信の充実を促します。

<年度別実施計画>

指標	現状	H24	H25	H26	H27	H28	具体的な取組
団体貸出冊数 〔含児童図書〕	37,367 (H22)					75,000	⑤
物流システム の回数〔回/週〕	2 (H23)					開館日は 毎日	⑥

(2) 市町村立図書館等への司書及び支援員等の配置の充実

市町村立図書館等が子どもの読書活動を推進するうえで積極的な役割を果たすために、児童サービス*29に関する知識や技術を有した司書をはじめとした人材の確保を市町村に働きかけます。

【具体的な取組】

①市町村教育委員会や首長への働きかけ

児童サービスに関する知識や技術を有した専任職員としての司書を確保するよう、市町村教育委員会や首長へ働きかけます。

②市町村支援担当職員の配置

県内をブロックに分け、公立図書館や学校図書館に対して支援を行う、市町村支援担当職員を県立図書館に配置します。

③子どもの読書活動支援員の配置

子どもの読書活動の地域間格差をなくすために、公立図書館の無い13町村と読書環境の厳しい地域がある4市町に、公民館図書室の読書環境の整備や学校図書館との連携を行う、子どもの読書活動支援員を継続して配置するよう努めます。

*29 児童サービス:図書館が子どもを対象として行う仕事全般

2. 学校図書館等の機能の充実

学校図書館等は、子どもが気軽に利用でき、本を手渡す人がいて、魅力ある場所であることが大切です。子どもにとって、豊かな心と感性を育む読書センターとしての機能と、学習に対する興味や関心と呼び起こし、自主的・主体的な学びを支援する学習・情報センターとしての機能を充実していきます。

(1) 学校図書館等における図書及び読書環境の充実

ア. 保育所・幼稚園等における取組

園において、絵本等が身近なところにあり、楽しみながら親しんだり、落ち着いてじっくり見たりすることができる環境構成についての情報提供を行い、読書活動を促進していきます。

【具体的な取組】

①情報提供

乳幼児の絵本等との出会いが充実したものになるように、子どもの発達や興味・関心に応じた絵本等の選定や、読書スペース、絵本等の設置場所などの環境構成について、園内研修等の機会を捉え、情報提供に努めていきます。

イ. 小学校・中学校における取組

学校図書館は、読書活動を展開し豊かな心と感性を育む読書センターとしての機能と、自主的・主体的な学びを支援する学習・情報センターとしての機能を果たしています。この機能を発揮し、学校教育の中核的な役割を担うことができる学校図書館の整備・充実に取り組みます。

【具体的な取組】

②学校図書館図書標準達成校数の拡大

市町村に対して、学校図書館の図書館資料の計画的な整備（廃棄を含む）を働きかけ、児童生徒や教員等の要望にこたえられる魅力ある蔵書整備が進められるよう支援します。

③データベース化の推進

事業主体となる市町村に働きかけ、学校図書館の図書館資料を管理することや児童生徒の貸出数の把握、学習・情報センターとしての機能強化のために、蔵書情報のデータベース化を図るとともにインターネットによる検索ができる環境整備を進めます。

④市町村立図書館等との連携

市町村立図書館等と人的・物的な連携を深め、学校図書館の蔵書だけ

では児童生徒や教員の資料要求に応えられない場合、相互貸借等の物的な支援を行います。さらに、市町村立図書館の職員や読書ボランティアが学校に出向き、読み聞かせやブックトーク等を行うよう促します。

ウ. 高等学校における取組

学校図書館が授業や生徒の自主的な読書活動にふさわしい環境となるよう、教職員間の連携を図りながら、図書館資料の一層の充実や展示の工夫、情報検索環境の充実、情報機器等の整備に努めるとともに、県立図書館の蔵書検索システムの利用、物流システムの活用を促進していきます。

また、学校図書館が地域の学習・情報センターとしての機能を果たせるよう、学校図書館の一般開放を促進していきます。

【具体的な取組】

⑤学校図書館の図書館資料の充実

各校の一般図書だけでなく、就職試験対策問題集、進路関係図書・問題集、専門書等の整備・充実を図り、生徒の学習意欲の向上や、進路希望実現のための活用を推進します。

また、多感な時期の悩みや興味関心、専門的知識等、生徒の多様な要望に応えられるよう、図書の充実を支援します。

そのため、県立図書館の物流システムの活用を推進します。

⑥データベース化の推進

多様な学習活動に対応するため、情報機器やインターネット環境の整備及び蔵書のデータベース化を推進し、情報検索環境の充実に努めます。

⑦公立図書館と学校との連携・交流の推進

公立図書館と学校との物流システムやイベント等を通じた連携を促進するとともに、高校生や学校図書館担当職員等による交流活動ができるよう支援していきます。

⑧学校図書館の一般開放の促進

学校や地域の実情に応じて、学校図書館の一般開放を促進します。

エ. 特別支援学校における取組

子ども一人ひとりの障害の特性に応じた適切な支援の方法を考えるとともに、障害の状態に配慮した図書の整備、補助具や視聴覚機器、パソコン等、学校図書館における図書環境の整備・充実に取り組みます。

【具体的な取組】

⑨障害に対応した図書の充実

特別な支援を必要とする子どものニーズを把握し、本に親しむことのできる図書を整備します。

また、特別な支援を必要とする子どもが本に親しめるよう、全国の点字図書館*30等の点字データの活用や、インターネットによる録音図書*31の配信システム、マルチメディア・デージー図書等、情報通信ネットワークを利用した録音データの活用を促進し、「聴く読書」の取組を進めます。

さらに、物流システムの利用をはじめ、公立図書館の積極的な活用を促進します。

⑩障害に配慮した読書環境の整備

学校図書館における書棚の高さの工夫、快適に利用するための場所や空間の確保、掲示物の精選や配置の工夫、視聴覚機器や補助具等により自主的な読書活動ができるよう読書環境を整備します。

<年度別実施計画>

指 標		現状 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	具体的 な取組
絵本コーナーの設置率 (%)	幼保	94.6					100	①
	小	49.8					70	②
学校図書館図書標準の達成率 (%) 〔学校図書館の現状に関する調査〕	中	33.9					60	
図書館情報のデータベース化を導入している割合 (%) 〔学校図書館の現状に関する調査〕 (蔵書冊数の管理や児童生徒の貸出冊数の管理等を行うシステムの導入)	小	22.7					50	③
	中	19.1					50	
	高	50					100	⑥
公立図書館との連携・交流をしている割合 (%) 〔学校図書館の現状に関する調査〕	小	73.3	75	80	85	90	95	④
	中	42.6	48	50	55	60	65	④
	高	22.9 (H23)	30	35	40	50	60	⑤、⑦
	特支	25	30	40	60	70	85	⑨

*30 点字図書館 : 点字図書、録音図書の収蔵、製作、貸出等を行う図書館

*31 録音図書 : 耳で聴いて読書できるように朗読し、その音声を収録したもの

(2) 学校図書館への司書教諭や支援員の配置の充実

ア. 小学校・中学校における取組

小・中学校において、読書活動や教科等で学校図書館の活用と図書館資料の利用を拡大するためには、子どもと本をつなぐ働きをする人の存在が不可欠です。このため、必要な人材の配置に継続して取り組みます。

特に、学校図書館の開館時間の確保や、読書環境の整備などの業務を中心とする学校図書館支援員の配置については、配置主体となる市町村との協議を行いながら、その支援に取り組んでいきます。

【具体的な取組】

①小学校・中学校における学校図書館支援員の配置

読書活動を活性化するために、司書教諭等と連携して、学校図書館の開館時間の確保や読書環境の整備などの業務を中心として行う、学校図書館支援員が各市町村で雇用されるよう促します。

②司書教諭の配置

12学級以上のすべての学校に司書教諭を配置していますが、11学級以下の学校についても可能な限り司書教諭の配置に取り組みます。

また、司書教諭の職務や役割の重要性を周知する等、学校図書館の運営充実のために取り組みます。

③推進教諭の配置

推進校に推進教諭を配置することに努め、学校図書館活動が充実するよう取り組みます。

イ. 高等学校における取組

公立高等学校には、各校での読書活動を円滑にし、読書相談や読書指導、情報の収集・活用を充実するため、司書教諭、学校司書などの学校図書館担当職員を適正配置します。

【具体的な取組】

④公立高等学校における司書教諭又は学校図書館担当職員の配置

司書教諭や学校図書館担当職員の公立高等学校への適正配置を継続して行うとともに、各校での読書活動を円滑にし、読書相談や読書指導、情報の収集・活用の充実に努めます。

<年度別実施計画>

指 標		現状 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	具体的 な取組
司書教諭又は学校図書館 担当職員の配置率(%) (学校 図書館の現状に関する調査)	高	91.7					100	④

3. 子どもの読書活動推進のための人材育成

子どもの自主的な読書活動を推進するために、子どもの読書活動を支援する様々な人材の育成を推進します。

(1) 子どもの読書活動推進のための人材育成

子どもの読書活動を推進するために、読書活動に携わる市町村立図書館等の専門職員の資質向上に取り組むとともに、子どもと本を結びつける人材の育成を図ります。また、学校等へは、読書活動の取組に関する先進的な情報を機会あるごとに紹介するとともに、読書活動の意義や重要性、学習活動との関わり等に関する研修の場を設け、学校図書館担当者等に働きかけます。

【具体的な取組】

①児童サービス研修会等の実施

県立図書館は、児童サービス研修会を実施し、市町村において読書活動の指導や研修講師ができる人材を養成するとともに、情報交換の場とします。また、現在開催している勉強会を広くアピールし、県内で子どもの読書活動推進のために活動できる人材を養成します。

②教職員等の学校図書館活用力の向上

学校図書館担当者に対しては、各教科・領域等において、学校図書館や図書館資料の利用活用を促すために、スキルアップ講座等、各研修会の実施を通して、資質の向上に取り組めます。また、学校図書館協議会 (SLA) との共催で研修を開催します。

教職員に対しては、県教育センターにおける年次研修等において、子どもの読書活動の重要性と学校図書館の活用についての講義を実施します。その際、例えば、読み聞かせや朗読、視写、調べ学習等を通して広がる多様な読書活動を推進するとともに、学校図書館や図書館資料の活用ができる教職員を養成します。

管理職に対しては、県教育センターにおける管理職研修等を通して、読書活動を学校経営計画や教育計画に位置付けるとともに、読書センターのみならず学習・情報センターとしての役割をもった学校図書館の整備と組織的な活用を促します。

③読書ボランティアの養成

地域や学校で読み聞かせ等を行う読書ボランティアの育成、資質向上を図るために、研修や情報交換会を開催するとともに、その組織化を図り、県からの活動案内等を通して、活動の活性化を推進します。

また、市町村における読書ボランティアの養成を促します。

④「子ども司書」養成講座の実施

小・中学校における読書活動を活性化するために、「子ども司書」養成講座を開催し、学校図書館の環境整備や読書に関する広報・啓発に取り組む子どもの読書活動推進リーダーを育成します。

<年度別実施計画>

指 標		現状 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	具体的 な取組
普段の授業で、本やインターネットを使って、グループで調べる活動をよくやっている 児童・生徒の割合 (%) [全国学力・学習状況調査]	小	47	→		60	→	80	②
	中	26.4	→		50	→	60	②
読書ボランティア養成講座受講者数 (人)		108	110	→			→	③
「子ども司書」認定者数 (人)		36	40	→			→	④

Ⅲ. 子どもの読書活動を総合的に推進するために

1. 推進体制の確立

県内のすべての子どもが、あらゆる場所とあらゆる機会に本に親しみ、読書習慣を身に付けるためには、公立図書館、学校、民間団体等の関係機関の取組とともに、各機関が連携して、子どもの読書活動を総合的に推進することが重要です。

そこで、第二次計画の進捗状況について適切に把握するために、官学民からなる「高知県子ども読書活動推進協議会」（以下、「推進協議会」という。）を設置し、PDCAサイクルに基づき計画を総合的に推進します。

また、市町村における子ども読書活動推進計画の策定を支援していく他、意識的に、県立文学館、読書ボランティア、大学等、県内全体の関係者となつながらを持ち、取組を進めていくことを目指します。

(1) 「高知県子ども読書活動推進協議会」の設置

第二次計画の進捗状況を適切に把握するために、官学民からなる推進協議会を設置します。推進協議会は、PDCAサイクルに基づき第二次計画を総合的に推進します。

【具体的な取組】

①推進協議会の設置

第二次計画を効果的に推進するために、推進協議会は進捗状況の把握、点検・評価を行うとともに、改善に向けた今後の取組の方向性を示します。

(2) 市町村における子どもの読書活動の推進

市町村は、地域住民にとって最も身近な地方公共団体です。地域において、民間団体・読書ボランティア等との連携を通して、子どもの読書活動を計画的、体系的に推進するためには、地域の特色に応じた市町村の子ども読書活動推進計画の策定が望まれます。

【具体的な取組】

①市町村による子ども読書活動推進計画策定への支援

市町村における読書活動の取組の充実を図るため、子ども読書活動推進計画が未策定の市町村に対し、先進事例の紹介や助言等により、計画の策定を支援します。また、子ども読書活動推進計画の策定済み市町村に対しては、計画に基づく着実な推進、改訂が行えるよう支援します。

＜年度別実施計画＞

指 標	現状 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	具体的 な取組
市町村読書推進計画策定率 (%) (文部科学省調査)	32.4	75	85	90	95	100	①

(3) 子どもの読書活動を推進するための調査研究

本計画に掲げた具体的な取組のさらなる充実を図るための調査研究を行います。

【具体的な取組】

①教材開発や制度的充実に向けた調査研究の推進

各方策の充実を図るため、教材開発や制度的充実に向けて取り組んでいる県内外先進事例の情報収集を行い、取組の充実に向けた調査研究を継続的に行います。

2. 推進のための広報・啓発、情報の収集と提供

子どもの読書活動推進に向け、「子ども読書の日」や「志（こころざし）・とさ学びの日」*32等の機会に、県民の読書活動の機運を醸成するため、読書活動の重要性を広報・啓発するとともに、特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体（個人）の取組を奨励し、活動の一層の充実を図ります。また、子どもの読書活動に関わる情報を家庭や地域に提供していきます。その際、新聞社やマスコミ等と可能な限り連携を図ります。

(1) 「子ども読書の日」等の啓発

「子ども読書の日」等にふさわしい事業を実施し、読書の意義や重要性について理解を深め、県民全体で推進の機運を高めるよう取り組みます。また、多くの県民が子どもの読書活動に関する情報に接しやすく、活用できるようにしていきます。

【具体的な取組】

①「子ども読書の日」（4月23日）等の啓発

「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「秋の読書週間」（10月27日～11月9日）、「志（こころざし）・とさ学びの日」（11月1日）に、読書の楽しさや意義、重要性について県民への啓発を実施します。また、公立図書館や学校等において、民間団体・

*32 「志（こころざし）・とさ学びの日」：平成22年11月22日全国生涯フォーラム高知大会閉会式において、毎年11月1日を「志（こころざし）・とさ学びの日」とする宣言をし、県民の教育に対する関心を高めるとともに、県民一人ひとりが現在の教育の在り方を見つめ直し、考える機会を設け、行動する日と制定

読書ボランティア等と連携し、その趣旨に沿った行事や催しを実施するように働きかけます。

<年度別実施計画>

指 標	現状 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	具体的 な取組
「子ども読書の日」に関する取組 実施率 (%) (文部科学省調査)	64.7	75	85	90	95	100	①

(2) 優れた取組の奨励、普及、啓発

県内の特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人を表彰することにより、関係者の取組の意欲をさらに高め、活動の一層の充実を図るとともに、取組内容を県民に紹介することにより、子どもの読書活動についての関心と理解を深めていきます。

【具体的な取組】

①文部科学大臣表彰による優れた取組の奨励、普及、啓発

子どもの読書活動について関係者の取組の意欲を高めるために、子どもの読書活動の優秀実践学校、図書館、団体及び個人における文部科学大臣表彰制度について周知します。

②文部科学大臣表彰受賞報告会の実施と奨励

子どもの読書活動についての関心と理解を深め、読書の機運を醸成するために、文部科学大臣表彰受賞報告会を行う等、優れた取組を実施している学校や図書館、団体等を研修会や研究大会等で紹介します。

③教科研究センターにおける情報提供

教科研究センター^{*33}は、学校図書館活動に関する先進的な取組や授業実践例の情報収集及び提供・広報を行います。

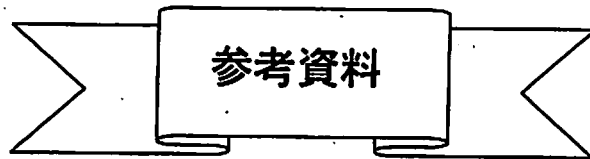
3. 評価

以上の計画について、推進協議会が年度毎に評価を行います。

4. 財政上の措置

本推進計画において示した各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

*33 教科研究センター:すべての子どもに質の高い授業を提供するため、教員の自主的な授業研究・教科研究活動を支援するための施設で、県内4か所に平成21年度から開設



参考資料

- ・ 社会教育委員会委員名簿 P 3 3
- ・ 社会教育委員会における検討の経緯 P 3 4
- ・ 第二次計画の概要図 P 3 5
- ・ 第二次計画の概要版 P 3 6～P 3 8
- ・ 子どもの読書活動推進に関する法律 P 3 9～P 4 0
- ・ 文字・活字文化振興法 P 4 1～P 4 3

高知県社会教育委員会委員名簿

区分	氏名	所 属 等
学校教育	柿原 映子	学校法人桜井幼稚園長
	岡 敦子	高知市立旭東小学校教頭 高知県学校図書館協議会長
	戸田 浩	高知県立佐川高等学校長
	佐藤 章	高知県立高知江の口養護学校長
社会教育	寺尾 敦子	高知県連合婦人会長
	奥川 安代	前高知県青年団協議会長
	伊藤 博史	高知県社会教育委員連絡協議会長
	元吉 喜志男	高知県立文学館長
	吉本 寛子	土佐市立市民図書館長
家庭教育	貞岡 美樹	保護者代表者 元RKCアナウンサー
	藤本 浩之	前高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会長
	山中 節子	家庭教育サポーター のいち子ども図書館クラブ代表
学識経験者	内田 純一	高知大学教育学部副学部長
	川田 米實	土佐町教育長
	立田 慶裕	国立教育政策研究所 生涯学習政策研究部総括研究官
	安藤 厚子	全国学校図書館協議会学校図書館活動推進委員
	内川 雅彦	高知新聞社編集局学芸部長

社会教育委員会における検討の経緯

回	開催日	内容
第1回	平成22年9月16日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 「生涯にわたる読書活動を県民ぐるみで推進するための具体的方策について」 ・ 協議 ◆ 高知県子ども読書活動推進計画(第二次)策定について ① 高知県の子どもの読書活動の状況・国の動向説明 ② 子ども読書活動の基本的な考え方 ③ 家庭における読書活動推進のための具体的な取組
第2回	平成23年1月7日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高知県子ども読書活動推進計画(第二次)について ① 子ども読書活動の基本的な考え方 ② 家庭・地域・学校における読書活動推進の取組の方向性について ◆ 県民世論調査について ◆ 「成人の読書活動の課題」について
第3回	平成23年2月23日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高知県子ども読書活動推進計画(第二次)について ① 第一次計画の成果と課題 ◆ 市町村における読書活動推進の具体的方策について ① 地域ぐるみで読書活動を推進している事例報告
第4回	平成23年6月23日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第二次高知県子ども読書活動推進計画について ① 第一次計画の成果と課題 ② 第二次計画の基本的な考え方 ③ 第二次計画の具体的方策
第5回	平成23年7月27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第二次高知県子ども読書活動推進計画について ◆ 広報・啓発活動について ◆ 官民協働の取組について

第二次高知県子ども読書活動推進計画(概要図)

現状と課題

1. 学校外での自発的な読書が進んでいないこと
2. 県内の子どもの読書環境が脆弱であること

【H22 学校外での読書時間1日10分未満：小学4割・中学5割】
 【学校図書館図書標準を達成している学校が全国平均に満たない】
 【公立図書館の資料購入費や蔵書冊数が全国最低クラス、司書も少ない】
 【公立図書館未設置13町村等、県内の読書環境に地域間格差】
 【大人の約半数が月に1冊も本を読まない等、読書意識が低い】
 【H22 未策定市町村：23市町村（策定率：32.4%）】

見直しのポイント

- 家庭、地域、学校の役割の明確化
- 子どもが読書に親しむための機会の提供と環境整備のための県の取組の明確化
- 具体的な達成目標を掲げ、PDCA サイクルに基づき進捗状況を管理する仕組みづくり

基本目標

高知県で育つすべての子どもに読書の習慣を定着させ、読書の質を高めることで、豊かな心と感性を醸成し、考える力や表現力を身につけるとともに、人との絆を育んでいきます。そのために、次のことを目標として取り組みます。

- 子どもの発達段階に応じた自主的な読書活動へのいざない
- あらゆる機会とあらゆる場所において読書ができる環境づくり

基本方針

I 子どもを自主的な読書活動へいざなうために

1. 家庭における子どもの読書活動の推進
2. 地域における子どもの読書活動の推進
3. 学校等における子どもの読書活動の推進

II 子どもの読書活動を支える環境を整備するために

1. 公立図書館等の機能充実
2. 学校図書館等の機能充実
3. 子どもの読書活動推進のための人材育成

III 子どもの読書活動を総合的に推進するために

1. 推進体制の確立
2. 推進のための広報・啓発、情報の収集と提供
3. 評価
4. 財政上の措置

具体的な取組

- ・「早ね早おき朝ごはん」運動の柱に読書活動の位置付け
- ・乳幼児健診時における本と出会う場づくり
- ・定期的なおはなし会や読書イベントの実施

・学校図書館の組織的・計画的な活用の推進(小中高)

【学校図書館活用授業の計画的実施 小 H22 54.9%→H28 70%】
 【中 H22 7.0%→H28 70%】
 【学校外読書10分以上 小 H22 60.3%→H28 70%】
 【中 H22 49.3%→H28 70%】

・キャリア教育等に位置付けた読書活動の推進(高)

【週1回以上図書館利用 高 H22 17.5%→H28 50%】

・市町村立図書館の専門職員、子どもの読書活動支援員配置の促進

・ブロック毎への市町村支援担当職員の配属

- ・県立図書館の物流システム拡充【H23 週2→H28 開館日毎日】
- ・県立図書館による新刊児童図書の特典購入
- ・児童サービス研修会等の実施、読書ボランティアの養成
- ・学校図書館図書標準達成校の拡大【小 H22 49.8%→H28 70%】
 【中 H22 33.9%→H28 60%】

・学校図書館情報データベース化の促進

・教職員等の学校図書館活用力の向上

・官学民からなる「高知県子ども読書活動推進協議会」設置

- ・市町村子ども読書活動推進計画策定への支援
- ・教材開発や制度的充実に向けた調査研究の推進
- ・「子ども読書の日」等に読書活動推進のための広報・啓発

・各校の学校経営計画や教育計画へ位置付け、各教科、総合的な学習の時間等、教育活動全体において学校図書館の組織的、計画的な活用の推進

・学校図書館教育推進教諭による学校図書館の授業における活用方法、読書活動の促進方策、学校図書館担当者の在り方等の実践研究の推進

・研究成果の冊子やデータ化による学校への普及啓発

・教職員研修等による指導力向上

・専門性や幅広い視野を身につけるためのキャリア教育に位置付けた読書活動の推進

・生徒の多様な必要性(悩みや興味関心、専門的知識等)に応える学校図書館担当職員による情報提供の促進

・市町村立図書館への専門職員(司書)の配置の促進

・公立図書館のない13町村と読書環境の厳しい地域がある4市町村に子どもの読書活動支援員の配置に努める

・県内をブロックに分け、市町村立図書館や学校図書館の支援を行う、市町村支援担当職員を県立図書館に配属

・教育センターの年次研修等において、学校図書館や図書資料の活用ができる教職員を増やす

・管理職に対しては、管理職研修等を通して、学習・情報センター機能をもつ学校図書館の整備と組織的活用促進

・PDCAサイクルに基づいた総合的な推進

・進捗状況の把握、点検・評価を行う

・改善に向けた今後の取組の方向性を示す

第二次高知県子ども読書活動推進計画（概要版）

1. 子どもの読書活動の課題

平成18年11月に策定した第一次計画に基づきこれまで取組を進めてきたが、子ども読書を推進するためには、主に次の課題がある。

- 1 学校外での自発的な読書活動が進んでいないこと
【H22 学校外での読書時間1日10分未満：小学4割・中学5割】
- 2 県内の子どもの読書環境が脆弱であること
 - ① 公立図書館未設置町村が13町村あるなど、県内の読書環境に地域間格差があること
 - ② 公立図書館の多くで、資料購入費が全国最低クラスであり、司書を含めた専任職員も少ないこと
 - ③ 学校図書館の図書の実数が求められているが、学校図書館図書標準を達成している学校が全国平均に満たないこと
 - ④ 学校図書館で本を手渡す人材が少ないこと
 - ⑤ 読書活動に係る専門職員の資質向上と学校図書館支援員の組織的活用、読書ボランティア等の人材の育成が十分図れていないこと
 - ⑥ 本県の大人の読書活動は、約半数が月に1冊も読まない等、読書に対する意識が低いこと
- 3 市町村の子ども読書活動推進計画の策定が進んでおらず、総合的・計画的な取組が弱いこと
【H22 未策定市町村：23市町村（策定率：32.4%）】
- 4 一次計画は、数値目標などを含め県の取組と責任が明確でなかったこと など

2. 見直しの概要

第一次計画の成果と課題を踏まえ、第二次計画では子どもの読書活動を推進するために、

- ・家庭、地域、学校の役割を明確化
- ・子どもが読書に親しむための機会の提供と環境整備のための県の取組を明確化
- ・具体的な達成目標を掲げ、PDCAサイクルに基づき進捗状況を管理する仕組みづくり

などの見直しを行った。

第2章. 基本的な考え方

基本目標を達成するために、3つの基本方針を定め、具体的な取組と個々の達成目標を明らかにする。

I. 基本目標

高知県で育つすべての子どもに読書の習慣を定着させ、読書の質を高めることで、豊かな心と感性を醸成し、考える力や表現力を身に付けるとともに、人との絆を育んでいきます。

そのために、次のことを目標として取り組みます。

○子どもの発達段階に応じた自主的な読書活動へのいざない

○あらゆる機会とあらゆる場所において読書ができる環境づくり

II. 基本方針

I. 子どもを自主的な読書活動へいざなうために

子どもの自主的な読書活動を推進するために、家庭、地域、学校が担うべき役割を明確にし、市町村、民間団体等との連携を図りながら、読書に親しむ機会を提供する。

II. 子どもの読書活動を支える環境を整備するために

県立図書館による市町村立図書館等への支援や学校図書館の図書の充実等を推進するとともに、子どもが親しみやすい図書室の整備やそれを支える人材の確保に努める。

III. 子どもの読書活動を総合的に推進するために

官学民で構成する「高知県子ども読書活動推進協議会」を設置し、PDCAサイクルに基づき、計画を総合的に推進する。また、読書活動の意義や重要性について広く普及、啓発し、社会的機運の醸成を図る。

III. 計画期間

計画期間は平成24年度から平成28年度までの5年間とする。

第3章. 第二次計画の具体的方策

I. 子どもを自主的な読書活動へいざなうために

1. 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 子どもの読書習慣の定着を図るための活動の推進

- ・学校や高知県保幼小中高 PTA 連合体連絡協議会と連携し、「早ね早おき朝ごはん」運動の柱の1つに読書活動の推進を位置付ける

(2) 乳幼児健診時における本と出会う場づくりの推進

- ・乳幼児健診時に公立図書館や子育て支援関係の部局と連携・協力し、読み聞かせの実施や講話及び絵本紹介図書リスト「絵本おはなし宝箱」を配布

【ブックスタート事業等の実施市町村の割合 H22 61.8%→H28 100%】

2. 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 県立図書館による読書活動の推進

- ・児童図書の直接貸出冊数の増加【H22 28,013冊(県)→H28 280,000冊(県・高知市)】

- ・レファレンス・サービスの充実

【児童レファレンス件数 H22 2,019件→H28 4,000件】

(2) 市町村図書館等による読書活動の推進

- ・定期的なおはなし会の実施や読書活動啓発イベントの実施

(3) 民間団体・読書ボランティア等による読書活動の推進

- ・県内の家庭文庫・地域文庫や民間団体・読書ボランティア等への支援及び相互協力、連携による各種行事の開催

3. 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 保育所・幼稚園等における読書活動の推進

- ・読み聞かせの推進

- ・保護者に対して読み聞かせの大切さを啓発するための職員に対する園内研修の充実

【保護者・図書館・ボランティア等の連携 H22 64.3%→H28 100%】

(2) 小学校・中学校における読書活動の推進

- ・学校図書館の組織的、計画的な活用の推進

- ・学校図書館活動推進校における研究開発及び教育センター研修等による成果の普及

【読書好きの割合 小 H22 74.7%→H28 90%】

【中 H22 71.7%→H28 90%】

【学校外での読書時間 10分以上の割合 小 H22 60.3%→H28 70%】

【中 H22 49.3%→H28 70%】

【学校図書館を活用した授業の計画的実施率 小 H22 54.9%→H28 70%】

【中 H22 7.0%→H28 70%】

- ・家庭における読書推進の呼びかけ

(3) 高等学校における読書活動の推進

- ・学校図書館の組織的、計画的な活用の推進

- ・生徒の悩みや興味関心、専門知識等に応える情報発信の推進

- ・キャリア教育に位置付けた読書活動の推進

- ・生徒の自主的な読書活動推進

【生徒の週1回以上の図書館利用率 H22 17.5%→H28 50%】

(4) 特別な支援が必要な子どもの読書活動の推進

- ・一人一人の実態に応じた読書活動や読書指導の充実

【全ての特別支援学校で読書週間の設定 H22 12.5%→H28 100%】

II. 子どもの読書活動を支える環境を整備するために

1. 公立図書館等の機能の充実

(1) 公立図書館等の機能の充実（県立図書館の取組）

- ・市町村支援用図書の充実

- ・団体貸出、長期一括貸出の活性化【団体貸出冊数 H22 37,367冊→H28 75,000冊】

- ・物流システムの拡充【H23 週2回→H28 開館日は毎日】

- (2) 市町村立図書館等への司書及び支援員等の配置の充実
- ・市町村立図書館の専任職員としての司書の充実を働きかけ
 - ・県内をブロックに分け、市町村立図書館や学校図書館に対して支援を行う、市町村支援担当職員の配置
 - ・公立図書館のない 13 町村及び読書環境の厳しい地域がある 4 市町に、子どもの読書活動支援員を配置するよう努める

2. 学校図書館等の機能の充実

(1) 学校図書館等における図書及び読書環境の充実

- ・保育所、幼稚園等における絵本スペース、絵本等の設置
- ・学校図書館図書標準達成校数の拡大、整備の推進【小 H22 49.8%→H28 70%】
【中 H22 33.9%→H28 60%】
- ・「読書センター」機能と「学習・情報センター」機能の充実
【図書館情報データベース化 小 H22 22.7%→H28 50%】
【中 H22 19.1%→H28 50%】
【高 H22 50.0%→H28 100%】

- ・録音図書、デジタイズ図書の充実
- ・公立図書館との連携・交流の推進
【小 H22 73.3%→H28 95%】 【中 H22 42.6%→H28 65%】
【高 H23 22.9%→H28 60%】 【特支 H22 25%→H28 85%】

(2) 学校図書館への司書教諭や支援員の配置の充実

- ・司書教諭と連携して児童生徒と本とつなぐ、学校図書館支援員の配置の充実
- ・学校図書館活動の活性化を図る推進教諭の配置
- ・高等学校における司書教諭又は学校図書館担当職員の配置【H22 91.7%→H28 100%】

3. 子どもの読書活動推進のための人材育成

(1) 子どもの読書活動推進のための人材育成

- ・県立図書館による市町村立図書館職員への研修の充実
- ・教職員等の学校図書館活用力の向上（学校図書館担当教職員スキルアップ研修、SLA との共催研修、年次研修、管理職研修等）
- ・読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等の活動を行う読書ボランティアの育成及び資質の向上、組織化、活動案内による活動の活発化【読書ボランティア受講者 110 人/年】

III. 子どもの読書活動を総合的に推進するために

1. 推進体制の確立

(1) 「高知県子ども読書活動推進協議会」の設置

- ・第二次計画を総合的かつ計画的に推進するために、高知県子ども読書活動推進協議会を設置し、進捗状況の把握、点検・評価を行い、PDCA サイクルに基づく取組の推進

(2) 市町村における子どもの読書活動の推進

- ・子どもの読書活動を総合的・計画的に推進するために、地域の特色に応じた子どもの読書活動推進計画の策定を支援【H22 32.4%→H28 100%】

(3) 子どもの読書活動を推進するための調査研究

- ・教材開発や制度的充実を図るための調査研究の実施

2. 推進のための広報・啓発、情報の収集と提供

(1) 「子ども読書の日」等の啓発

- ・「子ども読書の日」「こどもの読書週間」「秋の読書週間」「志（こころざし）・とさ学びの日」に、読書の重要性について県民への啓発及び催しの開催
【「子ども読書の日」に関する取組実施率 H22 64.7%→H28 100%】

(2) 優れた取組の奨励、普及、啓発

- ・文部科学大臣表彰を活用した優れた取組の奨励

3. 評価

以上の計画について、高知県子ども読書活動推進協議会が年度ごとに評価を行う。

4. 財政上の措置

県は本計画において示した各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔衆議院文部科学委員会における附帯決議〕

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一. 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二. 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三. 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四. 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五. 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六. 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第二次高知県子ども読書活動推進計画

発行日：平成23年10月

編集・発行：高知県教育委員会事務局

生涯学習課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52

TEL：088-821-4629

FAX：088-821-4505

E-mail：310401@ken.pref.kochi.lg.jp

參考資料

現状と課題

1. 学校外での自発的な読書が進んでいないこと
2. 県内の子どもの読書環境が脆弱であること
3. 市町村子ども読書活動推進計画の策定が進んでいないこと

【H22 学校外での読書時間 1日 10分未満：小学4割・中学5割】
 【学校図書館図書標準を達成している学校が全国平均に満たない】
 【公立図書館の資料購入費や蔵書冊数が全国最低クラス、司書も少ない】
 【公立図書館未設置 13 町村等、県内の読書環境に地域間格差】
 【大人の約半数が月に1冊も本を読まない等、読書意識が低い】
 【H22 未策定市町村：23 市町村（策定率：32.4%）】

見直しのポイント

- 家庭、地域、学校の役割の明確化
- 子どもが読書に親しむための機会の提供と環境整備のための県の取組の明確化
- 具体的な達成目標を掲げ、PDCA サイクルに基づき進捗状況を管理する仕組みづくり

基本目標

高知県で育つすべての子どもに読書の習慣を定着させ、読書の質を高めることで、豊かな心と感性を醸成し、考える力や表現力を身につけるとともに、人との絆を育んでいきます。そのために、次のことを目標として取り組みます。

- 子どもの発達段階に応じた自主的な読書活動へのいざない
- あらゆる機会とあらゆる場所において読書ができる環境づくり

基本方針

子どもを自主的な読書活動へいざなうために

1. 家庭における子どもの読書活動の推進
2. 地域における子どもの読書活動の推進
3. 学校等における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を支える環境を整備するために

1. 公立図書館等の機能充実
2. 学校図書館等の機能充実
3. 子どもの読書活動推進のための人材育成

子どもの読書活動を総合的に推進するために

1. 推進体制の確立
2. 推進のための広報・啓発、情報の収集と提供
3. 評価
4. 財政上の措置

具体的な取組

- ・「早ね早おき朝ごはん」運動の柱に読書活動の位置付け
- ・乳幼児健診時における本と出会う場づくり
- ・定期的なおはなし会や読書イベントの実施

学校図書館の組織的・計画的な活用推進(小中高)

- 【学校図書館活用授業の計画的実施】 小 H22 54.9%→H28 70%
 【中 H22 7.0%→H28 70%】
- 【学校外読書 10分以上】 小 H22 60.3%→H28 70%
 【中 H22 49.3%→H28 70%】

キャリア教育等に位置付けた読書活動の推進(高)

【週1回以上図書館利用 高 H22 17.5%→H28 50%】

市町村立図書館の専門職員・子どもの読書活動支援員配置の促進

- ・県立図書館の物流システム拡充【H23 週2→H28 開館日毎日】
- ・県立図書館による新刊児童図書等の全点購入
- ・児童サービス研修会等の実施、読書ボランティアの養成
- ・学校図書館図書標準達成校の拡大【小 H22 49.8%→H28 70%】
 【中 H22 33.9%→H28 60%】
- ・学校図書館情報データベース化の促進

教職員等の学校図書館活用力の向上

官学民からなる「高知県子ども読書活動推進協議会」設置

- ・市町村子ども読書活動推進計画策定への支援
- ・教材開発や制度的充実に向けた調査研究の推進
- ・「子ども読書の日」等に読書活動推進のための広報・啓発

各校の学校経営計画や教育計画へ位置付け、各教科、総合的な学習の時間等、教育活動全体において学校図書館の組織的・計画的な活用を推進

学校図書館教育推進教員による学校図書館の授業における活用方法、読書活動の促進方法、学校図書館担当者の在り方等の実証研究の推進
 研究成果の冊子やデータ化による各校への普及啓発
 教職員研修等による指導力向上

専門性や幅広い視野を身につけるためのキャリア教育に位置付けた読書活動の推進
 生涯の多様な必要性(信みや興味関心、専門的知識等)に応える学校図書館担当職員による情報提供の促進

市町村立図書館への専門職員(司書)の配置の促進
 公立図書館のない13町村と読書環境の厳しい地域がある
 4)市町村に子どもの読書活動支援員の配置に努める
 県内をブロックに分けて市町村立図書館や学校図書館の支援を行う。市町村支援担当職員も県立図書館に配置

教育セクターの年次研修等において、学校図書館や図書資料の活用ができる教職員を伸ばす
 管理職に対しては、管理職研修等を通じて、学習・情報センクー機能をもち学校図書館の整備と組織的活用促進

PDCAサイクルに基づいた総合的な推進
 進捗状況の把握・点検・評価を行う
 改善に向けた今後の取組の方向性を示す